

平和に関する研究の促進について
－平和学の歴史、現状及び課題－

平成6年4月26日

日本学術会議
平和問題研究連絡委員会

この報告は、第15期日本学術会議平和問題研究連絡委員会の審議結果を取りまとめて発表するものである。

委員長 山下健次 (第2部会員、立命館大学教授)
幹事 斎藤哲夫 (名古屋大学名誉教授)
　　関 寛治 (立命館大学教授)
委員 市川芳彦 (中部大学教授)
　　市丸道人 (佐世保市立総合病院長)
　　岡本三夫 (広島修道大学教授)
　　鎌田定夫 (長崎総合科学大学教授)
　　川崎昭一郎 (千葉大学教授)
　　川田 侃 (第2部会員、上智大学教授)
　　諏訪兼位 (第4部会員、日本福祉大学教授)
　　高柳先男 (中央大学教授)
　　鶴田満彦 (第3部会員、中央大学教授)
　　豊田利幸 (明治学院大学教授)
　　西川 潤 (早稲田大学教授)
　　平田 熙 (第6部会員、東京農工大学教授)
　　深瀬忠一 (北星学園大学教授)
　　最上敏樹 (国際基督教大学教授)
　　山口 定 (第2部会員、立命館大学教授)
　　山下彰一 (広島大学教授、広島大学平和科学研究センター長)
　　弓削 達 (第1部会員、フェリス女学院大学学長)
(高橋史樹 (大阪商業大学教授) は、広島大学退官による同大学平和
　　科学研究センター長辞任のため、山下彰一と委員を交代)

目次

はじめに	(3) 現代平和学の展開
(1) 日本学術会議と平和研究	(4) 日本における平和学の展開
(2) 本報告の目的と趣旨	2 平和学の今日的課題
(3) 本報告の構成	(1) 核兵器をめぐる諸問題
1 平和学の誕生と展開	(2) 通常兵器の開発と輸出の問題
(1) 平和学の源流	(3) 「構造的暴力」と「積極的平和」
(2) 現代平和学の誕生	(4) 平和と国際連合の役割

はじめに

第15期平和問題研究連絡委員会は、平和学の今日的意義と課題、世界と日本の平和学の現状と組織について、各界・各層の人々の理解を求め、もってわが国における平和学のいっそうの充実と発展をはかるために、本報告をまとめ、これを対外報告として公表することとした。

(1) 日本学術会議と平和学の推進

日本学術会議は、過ぐる大戦後、「科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命」として設立された（日本学術会議法前文）。さらに、1949年1月の創立総会で発せられた声明「日本学術会議の発足にあたっての決意表明」も、「科学者の総意の下に人類の平和のためにあまねく世界の学界と提携して学術の進歩に寄与するよう万全の努力を傾注すべきことを期する」としていた。以来、日本学術会議の平和問題への強い関心は、原子力の平和利用3原則に関する声明をはじめとして各種の勧告・声明などに示されているが、第9期に入って、科学の基本問題特別委員会（特に「科学者と平和」小委員会）や平和問題研究連絡委員会も新設されるにいたった（第63回総会）。

このような日本学術会議としての平和研究への関心の高まりのなかで、第66回総会においては、「我が国における平和研究の促進について」（勧告、1974年11月20日）が採択された。1960年代から70年代にかけては、日本においても1966年に「日本平和研究懇談会」の形成、1973年に「日本平和学会」の設立など、平和研究は勃興期を迎えていた。しかし、この勧告は、この間の世界各国における平和研究の進展と比較した場合、わが国では、「平和研究の発達がなお著しく立ち後れており、国際的交流、協力も不十分であるとの認識のもとに、その主要な原因が平和研究に対する国の助成の欠如にあることは遺憾である」と指摘し、ついで、平和研究のあり方の原則として、「特に日本国憲法前文及び第9条の精神を前提とした科学的、客観的研究であるべきこと、研究は、自主・民主・公開の原則に即して行われるべきこと、学際的及び国際的な協力を特に重視すべきこと」の三点をあげ、さらに、平和研究促進のための当面の諸措置として、大学における平和研究講座・学科目や研究所などが新設されるべきこと、そのために政府が必要な助成措置を講じるよう求めている。

日本学術会議のなかに平和問題研究連絡委員会が創設され、平和研究促進の勧告が行われた1970年代半ばは、上記の日本学術会議の勧告でも指摘されているように、また後にやや詳しく紹介するように、世界の平和研究が急速に進展していることが明かとなり、日本においても、これに呼応する動きが活発になりつつあった時期である。

以来、平和問題研究連絡委員会は、世界と日本の平和学の発展状況に注目しながら、その活動を続けてきた。設置当初、この研究連絡委員会は法・政治学関係の第二部所属となっていたが、第11期（1979 -- 1982）からは、その学際的研究領域という特徴に着目して、副会長世話担当研連（第15期以降、複合領域研連と改称）となり、今日にいたっている。この間、第13期（1985 -- 1988）中の学術会議第100回総会初日（1986年4月23日）に平和問題研究連絡委員会よりSDI研究参加に「深い憂慮の念を披瀝する」報告が総会に提出された。

90年代の現在とそれ以前とを比較すれば、平和をめぐる世界の状況には、予想を越えた激変がある。にもかかわらず、というよりその激変 자체があらわにし、かつ新たに浮上させた平和に対する脅威に現代世界は直面しているといわなければならないであろう。このような新段階における平和学の重要性を明らかにし、その促進をはかるという課題をもって、第15期平和問題研究連絡委員会は、90年代の初頭に活動を開始したのである。

(2) 本報告の目的と趣旨

本報告の目的と趣旨は次の通りである。

第一に、日本における平和に関する科学的・客観的研究は、関係学会、研究者の努力によって、今日、一定の水準に達している。しかし、平和研究・平和学の発祥地である欧米諸国に比べると、研究者の層の厚さ、研究所や研究ネットワークの整備状況などの点で、なお十分とはいえない状況にあるといわざるをえない。この状況を克服するためには、平和研究の意義について、各界・各層のいっそうの理解を深めることが必要である。

第二に、現代の平和研究の進展を直接に促したのは、第二次世界大戦末期に原子爆弾が開発、使用され、続いて米ソがその破壊力をはるかに上まわる水爆実験に成功し、最近にいたるまで各種の戦略、戦術核兵器の開発競争が進行して、いわゆる「核の恐怖」が全世界をおおったことである。したがって、今日の平和研究は、1950年代から60年代にかけて誕生した比較的新しい研究領域であって、長い歴史と蓄積をもつ人文・社会・自然諸科学と比べると、なお一定のアイデンティティをもった独自の複合的・総合的学問分野としての十分な理解と認知に欠けている点があり、この状況を克服しなければならない。

第三に、平和研究誕生の直接の動機が「核の恐怖」からの脱却にあったとして、その後の平和研究は、かなりの変容・進展をみせている。すなわち、60年代末から70年代にかけては、いわゆる南北問題ないし発展途上国問題が、平和研究の大きな関心事となった。先進工業国と発展途上国との間の、また一国内での富裕層と貧困層との間にある社会構造上の抑圧・従属関係を指す「構造的暴力（STRUCTURAL VIOLENCE）」概念が登場し、戦争がない状態としての「消極的平和」にとどまらず、より平和な状態を作り出していく「積極的平和」の概念も生まれた。

第四に、80年代から90年代の今日、平和研究の対象領域は、いっそう広範・多岐に

わたっている。すなわち、米ソ両超大国を軸とした東西核対決という構造は、ソ連の解体によって大きく変化した。しかし、世界の核兵器保有の現状は、核弾頭削減の諸条約にもかかわらず、なお核廃絶には程遠い状態である。加えて、世界各地での民族紛争の頻発、アフリカ・南アジア等における慢性的な絶対的貧困状態、発展途上国の累積債務、そして地球的規模での環境・自然破壊、これらの事態に伴う各種の人権抑圧等々、平和研究の対象領域と課題は、複雑かつ重層化している。それは、人文・社会・自然科学のすべての部門にまたがる一つの総合科学、あるいは従来のいわゆる学際研究を超える学問としての性格をもつにいたると同時に、未来の世界秩序創出に向けての規範的な要請に応えなければならなくなっている。したがって、人文・社会・自然諸科学すべての研究者はもとより、大学行政を含む全学術行政機関の理解と協力なくしては、平和研究の促進をはかることはできない。

(3) 本報告の構成

以下の報告は、「1 平和学の誕生と展開、2 平和学の今日的課題」の二つの部分から構成されている。1の「誕生と展開」は、平和研究ないし平和学の歴史と今日の到達点を概説したものである。すでに述べたように平和研究は、現代史の各段階に応じてそれぞれの特徴を示していると同時に、一つの段階の平和研究の対象と課題は、次の段階のそれに重層的かつ構造的に組み込まれて複雑化しているので、平和研究の現状と課題を明かにするためには、歴史的アプローチが必要であると考えたからである。

2の「今日的課題」としてとりあげるべき事項は、今日の平和学の発展状況にてらせばきわめて多岐にわたる。しかし、本報告では、核兵器問題、通常兵器の開発と輸出、「構造的暴力」と「積極的平和」、平和と国連の役割の四つのテーマについてのみ言及することにした。もっとも「構造的暴力」がカヴァーする問題領域は複雑多岐にわたるが、それについてはあえて詳論を避けている。そもそも何を対象として取り上げるかということ 자체、平和研究の枢要な課題であり、したがってまた自由な学問的論争の対象となる問題である。平和問題に関する研究連絡を任務とする本委員会としては、今日の時点でそのような自由な論争のそとにのぼすべきいわば必要にして最小限の素材として以上の四項目を取り上げた。この点と関わって、平和研究の方法論的検討や理論モデルの構築もまた学問の自由に属する領域であるから、本報告では、それについても立ち入った叙述をしていないことをお断りしておきたい。

なお、平和学(PEACE STUDIES)は、平和研究(PEACE RESEARCH)、平和科学(PEACE SCIENCE)とも呼ばれている。それぞれの概念に一定の意味を付して使用する場合もあるが、日本では三者はほぼ同義語として扱われている。強いていえば平和研究と平和科学は、高度なレベルの学問的研究をめざし、平和学は、学問としての体系あるいはその高度教育におけるカリキュラム化されたメニューを指すということができるので、本報告では、平

和に関する教育の発展という意味を込めた叙述の場合に平和学という用語を用いることにしたほか厳密な区別をしていない。

1. 平和学の誕生と展開

(1) 平和学の源流

戦争と平和についての学問的研究という考え方が初めて生まれたのは、19世紀である。そこでは社会科学が進歩し、より完成度の高い知識になれば、戦争などのあらゆる社会的病根を根絶しうる万能薬と考えられたので、社会学や政治経済学とは別個独立の学問領域として平和の科学が必要との認識はなかった。20世紀に入っても、平和学の必要を唱える平和運動家や平和主義者たちの声は聞かれたが、なお独自の専門分野としては認知されず、「学際的研究」という構想も知られていなかった。また軍事力による植民地獲得や多民族併合が当然視されていた時代では、勝利のための軍事学、世界制覇のための戦略や世界政策などが、社会的要請であり、したがって、平和学への取り組みは極く一部の人々の関心にとどまっていた。

戦争を悪としてとらえ、否定する考えが強くなったのは、1000万人の命を犠牲にした第一次大戦を経験してからである。チェコスロバキアやアメリカの大学で、平和学の講座が登場し、イギリスでは「平和の科学」、オランダでは「平和学序説」という書物も出版された。しかし、第二次大戦の勃発は、これらの努力を中断してしまったのである。

(2) 現代平和学の誕生

現代における平和学誕生の直接の要因となったのは、すでに述べたように、第二次大戦末期に原子爆弾が開発、使用され、さらに米ソがその破壊力をはるかに上まわる水爆実験に成功し、各種の戦略・戦術核兵器およびその運搬手段の開発競争の結果として、「核の恐怖」が全世界をおおったことである。ユネスコの8人の社会学者による「平和のために社会学者はかく訴える」という声明は、戦後世界の平和学の出発点ともいべき内容のものとなる。また、ラッセル、AINシュタイン、湯川秀樹ら世界の著名な学者・知識人も、人類絶滅の可能性に対して警告を発した。1955年の「ラッセル・AINシュタイン宣言」は原水爆戦争の危険を各国首脳に警告し、57年にはノーベル賞受賞者を多く含む自然学者を中心とした「パグウォッシュ会議」が開かれ、米ソの学者が一堂に会して核兵器禁止の可能性、放射能の重大な影響について討議し、人類に対する深刻な警告が発せられた。

1950年代から60年代へかけての平和学としては、核戦争の危機を「戦争による人類の絶滅か人類による戦争の絶滅か」として受けとめ、平和研究の組織化を世界の学界に訴えたシオ・レンツの『平和の科学を目指して』（1955年）がある。翌56年には、ミシ

ガン大学のK. ポールデイングやA. ラポポートらによって「紛争解決ジャーナル」が創刊され、59年には、同大学に「紛争解決センター」が設立された。

この平和研究の波は、オスロ国際平和研究所（1959年）、カナダ平和研究所（1961年）、ニューヨークの世界秩序研究所（1961年）、フロニンゲン大学戦争学研究所（1962年）、ストックホルム国際平和研究所（1966年）、タンペレ平和研究所（1970年）などの設立となって広がりをみせた。⁽¹⁾

以上のような国際的な平和研究の潮流と密接に関連して、1964年には、B. レーリング（オランダ）、K. ポールデイング（アメリカ）、J. ガルトゥンク（ノルウェー）らがロンドンに集まって「国際平和研究学会」（International Peace Research Association, IPRA）の設立を決定し、翌65年7月にフロニンゲン大学で設立総会を兼ねた国際的研究大会が開かれた。⁽²⁾ この大会には、日本を含む23か国から73人が参加したが、その専門領域は、平和研究の学際性を反映して政治学から原子物理学にいたる19の分野に及んだ。

総じていえば、当初の平和研究は、米ソに次いで、英、仏、中と核兵器保有国が増え、「核時代」の暗雲が地球を覆いつつある時期に、「人類生存の科学」・核戦争回避の科学的研究という側面を色濃くもっていたのである。

(1) 本文の中で言及した世界の平和研究機関のほか80年代に設立されたいくつかの研究所について例示し、設立年次順に若干の説明を付加しておく。ここに紹介したのは、現代平和学誕生の時期以降に設立された各国の平和研究機関のごく一部にすぎない。平和学の各国情事情については、IPRAが年四回出しているニュースレターやユネスコが不定期に出している『世界の平和研究機関案内』（World Directory of Peace Research Institutions）によって知ることができるが、それも膨大な数にのぼる平和研究組織を網羅しているわけではない。

1959年 オスロ国際平和研究所 (PRIO: International Peace Research Institute Oslo)、ノルウェー

ガルトゥンクのイニシアチブで国立の研究所として設置。1964年から『平和研究ジャーナル』（Journal of Peace Research）を刊行。ガルトゥンクらの重要な論文がつぎつぎに発表された。1970年から『平和提言プレティン』（Bulletin of Peace Proposals）刊行。1971年から75年までIPRA本部事務局がここにおかれたこともあり、世界の平和研究のメッカとなった。1992年現在、研究員14人、編集・管理・運営スタッフ10人のほか多数の客員研究員、研究助手、学生を抱える。年間予算規模は1,300万ノルウェー・クローネ（約210万ドル）、その半分は教育省負担、半分は国連ほかの国際機関からの交付金、寄付等でまかなわれている。現在の重点

研究領域は、①一般的紛争研究とエスニックな紛争研究、②安全保障と軍縮の研究、③環境安全保障。毎年、平和研究夏期セミナーを開催。

1960年代初期 リチャードソン紛争平和研究所 (Richardson Institute for Conflict and Peace Research) 、英国

ランカスター大学に設立された老舗の平和研究所で、ポール・スマーカー（現IPRA事務局長）によって研究の基礎が築かれた。平和研究の草分けである気象学者ルイス・リチャードソンが研究所の名称の由来。コンピュータによるデータベース利用を早くから手がけ、自然科学的手法による平和研究がその特色となっている。

1961年 カナダ平和研究所 (CPRI:Canadian Peace Research Institute) 、カナダ
自然科学分野の研究者ノーマン・オルコックによって設立。多数の平和研究者、実践家を生みだした。現在、ダンダス平和研究所が継承

1962年 フロニンゲン大学戦争学研究所 (Polemologisch Instituut, Groningen Univ.) 、オランダ

1965年から71年まで初代のIPRA事務局長をつとめた国際法学者ベルト・レーリングが、フロニンゲン大学に設立。「戦争学」という名称は、設立当時、平和研究という概念がまだ定着していなかったことなどによる。国際法や国際関係論を背景にしたオランダの平和研究は、伝統的平和研究と北欧型の新しい平和研究の接点になったといわれる。1989年現在、常任研究スタッフ19（教授、助教授、講師クラス）、助手クラスの研究員5、兼任研究員20、秘書2、院生35。

1962年 ガンジー研究所 (Gandhian Institute of Studies) 、インド

インド独立の父マハトマ・ガンジーの非暴力主義と東洋的平和思想を平和研究の基本原理として採用し、その理論的研究と社会的実践に努めている。宗教的・哲学的方法と社会科学的方法の媒介による新しい平和理論の展開に力を注いでおり、欧米諸国の研究者の間にも大きな影響力をもっている。

1966年 ストックホルム国際平和研究所 (SIPRI : Stockholm International Peace Research Institute) 、スウェーデン

ノーベル賞受賞者グンナール・ミュルダール、アルバ・ミュルダールらによって設立。その『SIPRI 年報 -世界の軍備と軍縮』は、米ソの軍縮交渉資料としても使われるなど評価が高い。データベースなどによる情報サービスも行っており、図書館などは誰でも利用できる。

1992年現在、専任職員50人、半数は研究者、年間予算2,500万クローネ（約500万ドル）の80%が国費、残りはフォード財団、フォルクスワーゲン財団などの寄付。重点研究分野は、①欧州安全保障と軍備管理、②軍事技術と武器輸出管理、③軍事支出と開発、④生物化学兵器戦争、⑤武器貿易と軍需産業。

1970年 タンペレ平和研究所 (TAPRI:Tampere Peace Research Institute) 、フィンラ

ンド

教育省によって認知され、政府財政で運営。1975年から1979年までIPRAの本部事務局が置かれた。1971年以来『平和と暴力の即時的研究』(Instant Research on Peace and Violence、後にCurrent Research on Peace and Violenceと改称、季刊)を刊行。常任研究員約10人。

1970年 ドイツ平和・紛争研究協会(DGFK: Deutsche Gesellschaft für Friedens- und Konfliktforschung)、ドイツ

学識経験者を始め、各州政府、労働諸団体、新旧キリスト協会などの代表によって運営される財団組織。これは研究所、大学、研究グループ、個人に研究助成をする機関であって、独自の研究所や専任研究員をもたず、80年代半ばにその活動を終えた。しかし約15年間にわたってドイツのみならず、世界の平和研究推進に貢献した。

1971年 ヘッセン州立平和・紛争研究所(HSFK: Hessische Stiftung für Friedens und Konfliktforschung)、ドイツ

国際的には「フランクフルト平和研究所」(Frankfurt Peace Research Institute)で通っているヘッセン州立の平和研究所で、ディーター・ゼングハース、ユグベルト・ヤーンらが初期の研究所の代表的平和研究者だった。フランクフルト大学との関係も深く、平和学および平和教育における理論的研究ではPRIOと双璧をなす。

1983年 カリフォルニア大学地球的紛争・協力研究所(IGCC: University of California Institute on Global Conflict and Cooperation)、アメリカ合衆国

1983年6月、カリフォルニア大学の学際的かつマルティキャンパスの研究組織として設立された。研究の焦点は次の二点。一つは核戦争を含む大規模戦争をひき起こすおそれのある紛争諸状況、他の一つは世界平和を脅かす諸問題に対処すべき各種の国際協力に置かれている。事務局本部は、サンディエゴ・キャンパス(UCSD)にある。

1985年 合衆国平和研究所(US Institute for Peace)、アメリカ合衆国

スパーク・マツナガ上院議員らの長年にわたる設立準備を経て1985年秋に発足。財政的裏付けのある国立の平和研究所であるため有能な若手の研究者が多く、国際政治、世界経済、環境問題などの分野での研究成果が期待されている。

1986年 クロック国際平和学研究所(Johan B. Kroc Institute for International Peace Studies)、アメリカ合衆国

ノートルダム大学(インディアナ州)が富豪の遺産によって設立した平和研究所で、ロバート・ヨハンセンら平和学者を集め、国際的な奨学金制度に基づく大学院生に対する集中的教育などで注目されている。1993年以来フィンランドの平和

研究者ライモ・バイリュネンが所長。軍縮、開発、人権、環境などの領域で研究成果をあげている。

(2) 1993年現在、IPRA には以下の地域組織ができている。

北米平和・教育・開発

研究連合学会 (COPRED:North-American Consortium on peace Research, Education and Development)

中南米平和研究学会 (CLAIP:Consejo Latinoamericano de Investigaciones sobre la Paz)

アジア平和研究学会 (APRA:Asian Peace Research Association)

欧洲平和研究学会 (EUPRA:European Peace Research Association)

アフリカ平和研究学会 (AFPRA:African Peace Research Association)

(3) 現代平和学の展開

1960年代から70年代にかけて、平和学は、新たな段階を迎える。米ソ対決によって象徴された東西問題に加えて、第三世界が国際政治経済の動向に深甚な影響を及ぼし、いわゆる南北問題ないし発展途上国問題が政治経済の表舞台に登場して、平和学の大きな関心事となってきたからである。国際平和研究学会の創立総会には、第三世界諸国の研究者も参加していたが、そこで提起された低開発、貧困、政治的抑圧などのいわゆる構造的な「平和でない状況」は、やがて核戦争とは局面の違うもう一つの重大な国際的平和問題として認識されるようになったのである。先進工業国と発展途上国との間の、また一国内での富裕層と貧困層との間にある社会構造上の抑圧・従属関係を指す「構造的暴力」概念が登場し、戦争がない状態としての「消極的平和」にとどまらず、より平和な状態を作り出していく「積極的平和」の概念も生まれた（ガルトウング）。折からベトナム戦争中であったこともあり、国際平和研究学会の内部でも、平和研究の性格についての大論争が行われたが、70年代には、ガルトウングの構造的暴力論が貧困と暴力の区別を曖昧にしているというボールディングの進化論的立場からの批判もあって、両者の間で構造的暴力論対進化論をめぐる論争という形で、いっそう高い次元の政策科学上の論争が展開されるに至った。このような論争の背景には、W.アイサードによる数理平和学志向の平和の科学の流れが密接にからんでおり、ヨーロッパ起源の平和研究とアメリカに根をおろした平和研究の潮流との微妙な違いを反映していた。

ともあれ、1973年には、国際連合第28回総会において、日本政府も共同提案者となって、平和研究を高く評価し、各國政府が平和研究促進のための助成をすべきであるとする「平和研究の科学的作業に関する決議」（決議3065号）が採択され、また、平和研究を地球的問題群の重要部門として指定し、その研究を世界学術共同体の主要な任務とする

国連大学の日本設置も決定されている。

以上のように、平和学は、政策科学にまで及ぶ国際的広がりと深化をみせたが、80年代になるとさらにその制度化が促進される。すでに世界の学会をリードする地位を占めてきたアメリカの平和研究にそくしていえば、1983年には、カリフォルニア大学に、核戦争の脅威とその回避に研究の重点を置く「IGCC」(Institute on Global Conflict and Cooperation)が設立され、84年には、紛争学・平和学の研究者への資金助成を主たる任務の一つとする「合衆国平和研究所」(United States Institute of Peace)など、重要な研究機関が長い論争の末に設立されるに至っている。これとともに、諸大学における紛争学・平和学に関する講座や課程の導入も広く普及した。⁽¹⁾ さらに、大学院における修士号(M.A.)、博士号(Ph.D.)を取得できる大学も増えている。このような状況は、ヨーロッパ諸国やカナダについてもほぼ同様である。また、この時期には、インド、メキシコなどの発展途上国、旧ソ連などの諸国でも平和研究が盛んに行われるようになり、その普及と発展は、さまざまの争点を含みながらも世界的潮流になったのであった。ちなみに、1981年には、衆議院文教委員会に平和学の専門学者が参考人として出席し、平和研究に関するさきの国連総会決議等に言及しながら、わが国における平和研究促進についての質疑が行われ、文部大臣から努力する旨の答弁がなされている。

(1) アメリカの大学では、平和学コースの単位修得を「平和学専攻」とか「平和学重点」として卒業証書に記載したり、「歴史学・平和学」のように二つの専攻(ダブル・メイジャー)で卒業させている場合もある。これらをすべて含めるとその数は50校近くになるが、「平和学士」(B.A. in Peace Studies)の学位を出しているのは現在次の20校近くに上っている。

ベセル大 (Bethel Coll.)	マンハッタン大 (Manhattan Coll.)
コルゲート大 (Colgate Univ.)	モロイ大 (Molloy Coll.)
アーラム大 (Earlham Coll.)	ノートルダム大 (Univ. of Notre Dame)
エジウッド大 (Edgewood Coll.)	スクリップス大 (Scripps Coll.)
フレンド世界大 (Friends World Coll.)	シラキューズ大 (Syracuse Univ.)
ジョージタウン大 (Georgetown Univ.)	カリフォルニア大 (Univ. of California -- Berkeley)
ゴダード大 (Goddard Coll.)	
ジュニアタ大 (Juniata Coll.)	ミズーリ大 (Univ. of Missouri)
ケント州立大 (Kent State Univ.)	-- Columbia)
マンチェスター大 (Manchester Coll.)	ウィルミントン大 (Wilmington Coll.)

(4) 日本における平和学の展開

日本における平和研究は、これまで述べてきた欧米諸国に比べて、とりわけその制度化的面で著しく立ち遅れたといわれている。もっとも、1950年代には、東京と京都でつ

くられた平和問題懇話会の活動などがその端緒として評価されうる。また、前記「ラッセル・AINシュタイン宣言」に始まるパグウォッシュ会議の精神に呼応した素粒子論グループを主体とした「科学者京都会議」が1962年に第一回会議を開き、75年には、京都パグウォッシュ・シンポジウムを、84年の第五回会議では、軍事技術と関係をもつ科学技術のあり方に警告を発している。

さらに、1964年に、ボールディング夫妻の提唱もあって成立した「東京平和研究グループ」が、66年に「日本平和研究懇談会」を発足させ、国際的なネットワークによる平和研究の方向を打ち出している。これにより、個々の研究者が、それぞれの関心から出発して平和研究を進め、欧米の関係学会・研究所と交流し、さらに「国際平和研究学会」の創立総会への参加を始めとして、世界の平和研究に寄与してきた実績は高く評価されなければならない。しかし、平和研究が、学会活動として本格化するのは、1973年の「日本平和学会」(P S J A)の設立を機としてである。1975年には、その機関誌「平和研究」が創刊され、今日では20号を数えるに至っている。また、1983年には、同学会編集委員会編「講座・平和学」の第一巻『平和学 -- 理論と課題』が刊行され、以来活発な研究・出版活動を続けている。1992年には、日本学術会議と関係学協会との共同主催によって第14回国際平和研究学会が日本で開催されたが、これは日本における平和研究の一定の到達度を反映するものといえよう。

大学付置の平和研究機関としては、「広島大学平和科学研究センター」(1975年設立)、創価大学平和問題研究所(1976年)、「長崎総合大学長崎平和文化研究所」(1977年)、「明治学院国際平和研究所」(1988年)などがあり、それぞれの特徴をもって研究活動を展開している。またいくつかの大学での平和研究所設置の構想や民間ないし自主的研究組織の活動も報告されている。さらには各大学における多様な形態による平和問題関連講義の開講も増加しつつある。なお、最近、立命館大学は、ピース・ミュージアムを開設したが(1992年)、そこに研究部門を置くか、あるいは別の付置研究機関によって平和研究を進めるかは未確定である。

このように、日本の平和研究は、一定の水準に達しているとはいえ、平和研究・平和学の発祥地である欧米諸国に比べてなお著しく立ち遅れているといわざるをえない。平和研究機関では、専任研究員数が極めて少なく、また財政上の制約で伸び悩み状況にある。大学における「平和学」関連講義の導入についても、専門的な一つの課程として行われている例はほとんどなく、「平和学」の学士号を出している大学は見あたらない。「平和学」の専攻課程を置く大学院も存在しない。総じて、研究者の層の厚さ、研究所や研究ネットワークの整備状況、これらを支える財政基盤などの点で、なお十分とはいえない状況にあるといえよう。

平和研究における日本の研究業績については、被爆体験に根ざした「絶対平和論」や、それに基づく「総合的平和保障構想」に関する諸業績、あるいは日本国憲法前文と9条、

また13条に根拠を置く「平和的生存権」に関する諸業績のように、特色のある研究がある。しかし、「構造的暴力」や「積極的平和」などの新しい諸概念は、いずれも外国人研究者からもたらされたものである。また、研究の方法論的探求や理論モデルの構築、とくに平和のためのグローバル・シミュレーション&ゲーミングの哲学的基礎研究、世界ないし地域レベルでの具体的・段階的な軍縮政策の研究と国連との関係、世界の平和秩序形成の研究等々については、欧米やアジア諸国の学者と連携しつつ、平和国家日本の特色ある研究により世界の平和学に寄与しなければならない。

2. 平和学の今日的課題

(1) 核兵器をめぐる諸問題

① 核超大国の核兵器保有の現状と展望

90年代の今日、平和研究の対象領域は、いっそう広範・多岐にわたり、かつ複雑になっている。米ソ両超大国を軸とした東西核対決という構造は、ソ連の解体によって大きく変化した。しかし、「冷戦の終焉」という言葉の氾濫にもかかわらず、そしてまた、INF、STARTなど核弾頭削減の諸条約にもかかわらず、核兵器の質と量に関する限り、アメリカと独立国家共同体(CIS)は、他の核保有国に比べ圧倒的に多量の核兵器を保有しているのみならず、10年後もその状況は変わらないと考えられている。Bulletin of the Atomic Scientists(1992年5月号--93年4月号)に掲載された Nuclear Notebookのデータによれば、その実態は次の通りである。

START I (91.1調印、現在未批准)	アメリカ	旧ソ連
以前の戦略核弾頭(水爆弾頭)	13,000発	11,000発

1992年末現在	アメリカ(総メガトン) CIS	
大陸間弾道ミサイル(ICBM)	2,000発(554)	5,728発(3,145)
潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)	3,250発(502)	2,492発(879)
爆撃機用	2,900発(1,805)	1,250発(313)
総計	8,420発(~2,900)	9,470発(~4,350)

*アメリカの爆撃機用は最新巡航ミサイル(ACM)300発を含む。

*1メガトンの水爆は放射線災害を含め関東平野全域を壊滅させる破壊力をもつ。

*両国が10年後の2003年にそれぞれ保有する戦略核弾頭3,000~3,500発は、少なくともそれがヒロシマを15万箇所で再現する量である。

② 戦略核弾頭「大幅削減」の背景

米ソ間の核軍備競争は、民需産業の低落と民生経済の破綻を導き、とくに旧ソ連では国家の解体にまでいたったが、国家財政の悪化はアメリカも同様である。にもかかわらず、両国には軍産複合体が厳として存在する。また、水爆反応に不可欠な三重水素の半減期は12年で刻々崩壊しつつあり、かつ容器の金属壁に吸収される化学的性質をもつなど、戦略核弾頭は、安全性、確実性、残存性に欠けているから、その欠陥を改善するための研究・開発が継続されている。さらに、水爆反応のためにプルトニウム239の核分裂反応により融合反応に必要な超高温、超高圧状態をつくりだすにあたって、高性能化学爆薬による内向爆発が使われるが、核弾頭の近くで火災等の事故が発生すれば、核反応防止装置が作動しても、プルトニウムは広範に飛散するという状況がある。半減期が約24,000年のアルファ放射能をもつプルトニウム239の微粒子の人体に対する重大な影響から、アメリカでは、火災等の外的刺激に鈍感でかつ爆発力の強い化学爆薬の開発・研究が精力的に進められてきた。

近年の「戦略核の大幅削減」が、このような従来の危険で不確実な戦略核弾頭更新と陳腐化した各種核兵器の在庫一掃に機会を与えたことは否めない事実である。最近のロシアも旧式の核兵器から核弾頭を外し、通常弾頭をつけて輸出することに力を注いでいる。

③ 「核不拡散体制」をめぐる動き

米ソに続いて英、仏、中がほぼ核兵器を完成した段階で、アメリカの主導によって、核保有国を現在以上に増やさないといふいわゆる「核不拡散条約（Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, NPT）体制」が70年代につくられた。これより先に結ばれた「部分的核実験停止条約（Treaty Banning Nuclear Weapon Tests in Atmosphere, in Outer Space, and Under Water, PTBTまたはLTBT）」に反発した仏、中は、当初、NPTに加盟しなかったが、両国も最近になって参加し、かつ核非保有国も数多く加盟するに及んで、核権力体制を固定化するとの批判が核非保有国の中にみられるようになった。

NPTでは、その運用を検討するためにジュネーヴで5年ごとに締約国の会議を開くことになっていて、かつ発効して25年目を迎える1995年は、この条約が無期限に効力をもつか、さらに一定期間延長されるかを決定する会議を開くことになっている。前回の1990年8月に開かれた第4回再検討会議では、東西冷戦解消後にもかかわらず、核保有国による核実験が行われており、核軍縮も期待されたほどには進んでいないとの理由で、非核保有国から条約延長反対の声が高まり、大混乱におちいったという経緯がある。1995年の会議についても、核保有国による独善的条約延長には反対という声がすでに強まっている。

④ 「包括的核実験禁止」に関する政府間交渉の行方

1950年代に米英ソ3国が核実験禁止に関する協議を始めて以来、その最終目標は、地下核実験も禁止する「包括的核実験禁止」（Comprehensive Test Ban=CTB）に置か

れてきた。部分的核実験停止条約も（PTBT）、前文ではそれをうたっている。冷戦の終結以降1991年末頃からようやくその実現へ向けての動きがみえてくるようになった。ロシアに続いてフランスが一方的に実験を停止したからである。さらに1992年秋、議会の圧力を受けて米国政府が短期間の実験停止を受け入れた後、他の核保有国が核実験を行わない限り、1996年9月まで実験は行わないことを声明している。

以上のような経緯を経て、全世界が注目するなかで、1994年1月下旬ジュネーヴにおいて、地下核実験の禁止を含む「核実験全面禁止条約」（CTBT）に関する交渉がスタートした。93年秋の中国の実験実施や同年3月の朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）のNPT脱退宣言など波乱含みとなるなかで、難航が予想されるが、1995年のNPT再検討会議までには、何らかの結論が出されることになっている。もしこの交渉が順調に進むならば、NPT条約延長の合意のみならず、包括的核実験禁止体制の形成への展望も開かれることになり、その行方が注目される。

⑤ 核爆発実験放射能影響と国際協同研究計画

包括的核実験禁止のための政府間交渉は、以上のように、1994年に入ってようやく始動することとなったが、これに伴って核爆発実験放射能影響について、その科学的な調査・研究にたずさわる放射能学（Radiology）などの学問分野が担うべき役割ないし貢献があらためて問われつつある。自然科学系の国際学術統括機関「国際学術連合」（イクス、ICSU）のもとにある科学委員会の一つ「環境問題科学委員会」（スコープ、SCOPE）が、「核戦争の環境への影響」（いわゆる「核の冬」、NUWAR）と名付けられた国際学術協同研究を実施したことはよく知られている。この委員会は、その後、「人工放射性核種の環境中の経路」（RADPATH、Radionuclide Pathways、チェルノブイリ等の原子炉事故による放出問題）と題するプロジェクトを行った。さらにこれに続いて、3番目の国際協同研究計画として、1993年の春、「核爆発実験放射能影響」（RADTEST、Radioactivity from Nuclear Test Explosions）を実施する方針を固め、その第1回会議をCTBTジュネーヴ交渉が始まる直前の1994年1月中旬、ウィーンの「国際原子力機関」（IAEA）の国際会議室において行った。

次回は1994年9月、セミパラチンスク実験場の東北に位置する都市、バルナウルで開かれる予定であるが、包括的核実験禁止体制に向けて、核爆発実験放射能影響に関する科学的知見の一一致をめざして動きだした国際協同研究計画の成果のほどが注目されるところである。

以上のような問題の研究は、核兵器の廃絶を願う日本国民にとって重要な関心事であろう。

（2）通常兵器の開発と輸出の問題

戦後の東西対立の下で、米ソは熾烈な核軍拡競争を繰り広げる一方、「集団安全保障」

の名の下で、それぞれの陣営の国に対して通常兵器を供与する「兵器移転」(ARMS TRANSFER)を行ってきた。60年代に入ると、フランス、イタリア、西ドイツも加わり、商業ベースの「兵器輸出」(ARMS EXPORT)が盛んになり、さらに70年代には、それまで輸出対象国であった第三世界の中からも武器輸出に力を注ぐ国があらわれてきた。なかでも中国、イスラエル、ブラジル等は国をあげて兵器輸出に力を入れている。これは、アメリカ、旧ソ連はもとより、上記兵器輸出国それぞれの国内に大なり小なり軍産複合体が形成されてきていることを示している。1961年にアイゼンハウア一米大統領がその告別演説で警告した「軍産複合体」は、毎年開かれる国際兵器見本市の「盛況」となってあらわれている。次に示すのは、最近の事例の一端である。

1989年 4月国際兵器見本市 (バグダッド郊外)

米ソを含む各国の兵器産業が参加。ミサイルを含む各種新兵器の売り込み。
なお、この年の8月にイラクのクエート侵攻が始まった。

1992年 2月 「エイジアン・エアロスペース 92」 (シンガポール)

ここで主役はイスラエルで、同国からは国防省の兵器輸出機関のほか軍事関連企業16社が参加。長射程レーザー誘導ミサイルなどのハイテク兵器、通信衛星、軍事訓練用機材などの展示と売り込み。

1992年 5月 M D E F 92 (中東防衛安全保障博覧会, The Middle East Defence and Security Exhibition) バーレーン国 バーレーン

安保理五ヶ国の兵器メーカーが潜水艦、戦車、長距離砲などほとんどあらゆる通常兵器についての激しい商戦。その他ポーランド、旧チェコスロバキア、南アフリカを含む13ヶ国が参加。首長国バーレーンは、サウジアラビア、クエートなど湾岸戦争後軍備増強に励む湾岸に兵器を売り込む絶好の場である。ちなみに、アメリカ主催の中東和平会議の軍備管理部会がニューヨークで始まったその日からこの国際兵器見本市は開かれた。

1992年 8月 「モス・エア・ショー 92」 (モスクワ地区ジューコフスキーミュニципальный район)

空対地核ミサイル AS-16「キックバック」の核弾頭を通常弾頭に取り替えたもの。総重量約1トン、150キロの通常爆薬を積んで約170キロメートル飛行。飛行は慣性誘導で、ミリ波レーダーによる標的探知装置を備え、アメリカの短距離攻撃核ミサイル SRAM とほぼ同性能とされている。

1993年 2月 I D E X 93 (アブダビ国際防衛博覧会, International Defence Exhibition) アラブ首長国連邦 アブダビ

35カ国から350社の兵器メーカーが参加。各種ミサイル、戦闘機、ヘリコプター、戦車、火器など、これまで秘密にされていたものを含めて展示。この見本市に力を入れていたロシアの防衛企業・産業委員会のグルヒス議長

は、記者会見で「ロシアは世界の兵器市場から撤退するつもりはない」といききったと伝えられている。

冷戦終結という言葉が繰り返される一方で、世界各地でいわゆる民族紛争が頻発している。アジア地域については、民族紛争の火種を宿しつつ、順調な経済成長をみせているところでは、軍事力強化の条件があるため、ますます「有望な兵器市場」となるといわれている。また、湾岸戦争後、軍備増強に励む湾岸諸国は、兵器売り込みの格好の場となっている。このような「兵器拡散」にあたって、各種のハイテク兵器への信仰が、いっそう拍車をかけ軍産複合体にその存続と肥大の一つの要因となっている。この武器移転にあたって、国連安全保障理事会の常任理事国5ヶ国の兵器メーカーが激しい商戦を展開するとともに、経済的苦境にある東欧諸国なども参入しつつある。ロシアについては、深刻な経済不振と極度の外貨不足に悩み、輸出競争力のある商品は、天然資源のほかには、アメリカとの軍拡競争の産物である新鋭兵器と宇宙技術のみという実態にある。

ちなみに、1991年12月、日本がイニシアティブをとり国連総会の全会一致で承認された通常兵器移転登録制度が実効性をもって世界の軍縮に寄与しうるかは、重要な研究テーマの一つであろう。

(3) 「構造的暴力」と「積極的平和」

すでに指摘したように、核戦争とは異なる、さらに最新通常兵器によっても遂行される今日の戦争とも次元を異にするもう一つの重大な国際的平和問題として認識される「構造的暴力」の問題がある。

第三世界諸国は、国家間の戦争や部族間紛争の多発する地域であるが、たとえそれが終わったとしても、極度の貧困、飢餓、無政府状態、重税、自由の抑圧、人権侵害などの圧政、官僚の腐敗、無秩序、文化や教育の立ち遅れのために、「平和な社会」とはいえない状態にある。そしてこのような状況が、あらためて武力紛争を引き起こす要因となっている。

第三世界との関係で現代の国際社会をみたとき、数百年続いた植民地支配から脱し、多くの国々が独立を達成しているが、これら諸国相互間の、また先進諸国との相互依存関係は、かつてなかった深まりをみせている。とりわけ科学技術の絶えざる革新によって、諸国民間の距離は、時間的にも金融・財政的にも、さらに情報の面でも劇的に圧縮した。国境を越えた経済活動の活発化と相まって、その相互依存関係は、経済的にはもとより、政治、文化等々あらゆる領域で重層的に深化しつつあるが、それは必ずしも常に諸国民間の友好・共存関係の促進として作用していない。かえって、相互の利害対立をいっそう錯綜させ、国際的摩擦と紛争を誘発させるおそれも強い。

先進諸国との関係では、「国連開発の10年」などの国際開発戦略の実施にもかかわらず

ず、途上国に不利な貿易や通貨・金融制度のもとで、第3世界諸国の累積債務は増大し、経済的自立の行き詰まりによって、両者の格差は構造的に固定化している。それが、途上国内部の貧富の格差や権威主義的支配体制、軍事化と連動し、さらに途上国間の不平等や軋轢を生み出す要因となっているのである。このような構造のなかから、資源枯渇、環境・自然破壊、公害の大規模噴出、食糧不足と南北の分配不平等問題などの深刻な地球的・人類的諸問題の激発も生じているといえよう。

東西対決という世界構造が崩れた今日、以上のような諸問題は、かつての南の第三世界のみならず、旧ソ連・東欧諸国をも巻き込んで進行しつつある。このように、平和研究の対象領域と課題は、複雑かつ重層化して、あらためてその真価を問われているのである。

次にかかげたのは、1992年に日本で開催された第14回国際平和研究学会（IPRA）の分科会テーマである。「構造的暴力」に関わる課題が、最近の重要なテーマとして検討されていることが読みとれよう。

- | | |
|------------------|--------------------|
| ①コミュニケーション | ⑪中東における戦争の終結と平和の創造 |
| ②軍需産業の民需転換 | ⑪非暴力 |
| ③防衛と軍縮 | ⑫ 平和教育 |
| ④環境保護 | ⑬ 平和運動 |
| ⑤食糧政策 | ⑭ 難民問題 |
| ⑥国際政治経済における人間の疎外 | ⑮ 宗教と紛争 |
| ⑦人権と開発 | ⑯ 東欧における変化 |
| ⑧国内紛争とその解決 | ⑰ 女性と平和 |
| ⑨国際的紛争の解決 | ⑱ 平和と日本 |

なお、番外セッションとして「平和学は体系化できるか」と「平和研究のフロンティアとしての大学間ネットワークの形成について」が開催された。

(4) 平和と国際連合の役割

① 国際連合と軍縮

国連憲章は、核兵器の出現を知らざない段階で、かついわゆる「集団安全保障」の観念を基本として起草され、1945年6月26日に当時の連合国によって調印された。また、国際連盟が第一次世界大戦の反省から軍縮を主眼にしていたのに比べて、国連は、第二次世界大戦の終結以前に「連合国」の戦勝国による戦後世界管理機構として構想されたものである。以来今日まで、安保理事会構成国の拡大など若干の改正のほか、基本的な変更は国連憲章に加えられていない。ここでは、その憲章の中で「軍縮」あるいは「武力行使」がどのように扱われているかについて検討する。

憲章はその前文において、「共通の利益の場合」(COMMON INTEREST) は武力(ARMED

FORCE) の使用を認め、42条から47条にかけて兵力（ARMED FORCES）の使用方法を規定している。したがって軍備そのものを否定してはいない。すなわち平和的手段で紛争解決をはかっても、それができない場合には「集団」で軍事的措置を講ずることとなっている。そして43条によって、すべての国連加盟国は安全保障理事会の要請に基づき、一つあるいは複数の協定に従って兵力及び軍事作戦に必要な手段を提供することになっている。この論理だけからすれば、すべての国連加盟国は兵力をもっていなければならないことになる。しかし、これは上記の「協定」が前提であって、同条3項で「この協定は、安全保障理事会と加盟国との間又は安全保障理事会と加盟国群との間に締結され、且つ、署名国によって各自の憲法上の手続に従って批准されなければならない」と断っている。したがって国連憲章は加盟国の憲法の上位にあるものではない。

一方、「軍縮」（DISARMAMENT）という言葉は、11条と47条にそれぞれ一回使われているだけである。しかも前者では、総会の機能と権限を説明するさい、「国際の平和及び安全の維持についての協力に関する一般原則」の中に「軍備縮少及び軍備規制を律する原則」として含め、後者では、軍事参謀委員会の任務に「軍備規制並びに可能な軍備縮少」などについて安全保障理事会に助言と援助を与える、として用いているだけである。

たしかに、国連のその後の歴史の中で軍縮問題は何度も取りあげられ、各種の委員会、会議、そして軍縮特別総会も開かれてきた。しかしその実状は、ジュネーヴ国連軍縮専門家会議の議長もつとめたことのあるアルヴァ・ミュルダールが、その著書の中で詳細に述べているように（THE GAME OF DAIARMAMENT : HOW THE UNITED STATES AND RUSSIA RUN THE ARMS RACE, PANTHEON BOOKS, 1972）、軍縮とはほど遠いものである。数少ない例外としては59年11月、国連総会が「全面完全軍縮に関する決議」を、そしてそれを実施するさいの原則を米ソの合意文書にした「マックロイ・ゾーリン声明」を61年に採択したことがある。ここでは「抑止」（DETERRENCE）の考え方方が避けられている点に注目しておきたい。

しかし、上記決議や合意文書を採択した頃の軍縮への意欲は、国連の内外で後景に退いているように思われる。眞の世界軍縮を達成するためには、迂遠なようであるが、今日の世界に見られるハイテク兵器信仰とそれを支える「抑止」の教義の見直しとともに、核時代にふさわしい「軍縮」に力点をおいた国連憲章の在り方も検討の課題となる。

② 平和と国際連合の役割

1993年に実現したイスラエルとパレスチナ解放機構（PLO）との間の和平合意は、国連にとって二重の意味をもっている。第一に、パレスチナ問題は、長い間、国連加盟国間に確執をかもす最大要因の一つであったが、ようやくその解決への一步が踏み出され、加盟国間の和合促進の契機が得られたからである。しかし第二に、両者の暫定協定調印に関して、国連はほとんど実効的な関与ができず、「活性化」「強化」されたといわれる現在の国連が發揮しうる能力の、ある面での限界を示唆するものであったからである。

国連の強化にはさまざまな側面があるが、紛争の未然防止あるいは平和的解決は、その最も根幹的な部分を構成する。一方で紛争への軍事的関与や種々の制裁を強めながら、平和的解決能力の強化がなお不十分であるのは、国連の「強化」ないし「活性化」が重要な機能充足を空白にしたまま部分的なものにとどまっていることを意味する。

このような現状認識に立って、国連の改革を考えるさい、いわば現状の全肯定と全否定のいずれにも偏することなく検討することが求めらる。例えばソマリアでの事態の推移に見られるように、軍事的関与の度合いを強めた国連の現状をすべて無条件に是とすることは困難であろう。他方で、国連の現状をまるごと否定的にとらえ、国連にはもはや存在意義がないかのようにみることも適切ではない。安全保障理事会のみに限定すれば、国連は成果とともに、場合によってはそれ以上に問題を含む行動をとるようになったとの見解もありえようが、中小国にも発言の機会を与える総会や、民生分野でより公正な国際秩序のために努力を重ねる幾多の国連機関などの存在意義を看過すべきではない。仮に国連が軍事面をも含む強力な行動をとるとしても、その依るべき原則、形態および権力行使における適正手続確保などの観点観点から、国連の活動を吟味しなければならない。また、国連の機能を専ら軍事分野に限定してみるのではなく、開発や環境など経済・社会面での活動において国連が今日十分に機能しているかどうか検討しなければならない。

現在の国連改革をめぐる論点ないし問題状況については、つぎのような指摘がある。第一に、事務局の改革。官僚主義の克服や冗費の削減、士気低下の防止などの必要性はいうまでもない。しかし、事務総長を除けば、政治的権力行使の余地がきわめて小さい事務局のみを改革にとどまれば、例えば紛争の予防や平和的解決における国連の能力向上に直結せず、国連の機能強化のための抜本的対策にはなりがたい。第二に、狭義のすなわち軍事的な安全保障面での国連強化。これも一面では必要であるが、例えば国連が紛争の一方の当事者となり、中立的調停役としての役割を放棄する形での能動性を高めても、強力な鎮圧能力をもつ世界機構がありさえすれば永続的な国際秩序が保障されるわけでもないから、それが最良の強化であるとはいがたい。第三に、いわゆる安保理改革。これについては、(A) 常任理事国に与えられた拒否権の廃止、(B) 常任および／または非常任理事国増員などが論議されている。まず(A)は、大国の「特権」否定という意味では国連の「民主化」に寄与する面があるとしても、安保理における「大国支配」を防止する万能薬ではない。「大国支配」とは、むしろ拒否権が行使されずに五大国の利害と意思が合致し、その意思を体して強力な権限をふるう場合にこそ起こりうる。また(B)も、とりわけ常任理事国に第三世界諸国を加えるような場合には、加盟国各層からのより公平な代表性を高めることにはなりうるが、同時に、加盟国を「中心」と「周辺」とに分け、「周辺」にとり残された国々は引き続き「中心」入りを求めることになって、これも本質的な改革とはいえない。

以上のように、国連改革にはさまざまの困難と問題点が指摘されているが、全体的改革